

神戸市公告第1107号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の2の規定により、神戸国際港都建設事業北鈴蘭台駅前地区第一種市街地再開発事業を次のとおり認可したので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の8の規定により次のとおり公告します。

平成31年1月22日

神戸市長 久元喜造

1 再開発会社の名称

北鈴蘭台駅前再開発株式会社

2 市街地再開発事業の種類及び名称

第一種市街地再開発事業

神戸国際港都建設事業北鈴蘭台駅前地区第一種市街地再開発事業

3 事業施行期間

施行の認可公告の日から平成34年3月末日まで

4 施行地区

神戸市北区甲栄台4丁目の一部

5 事務所の所在地

神戸市中央区雲井通5丁目3番1号

6 施行認可の年月日

平成31年1月22日

7 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

8 公告の方法

施行者のホームページのほか、施行者が適当と認める方法で行う。

9 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成31年2月21日まで